

## ヘルスケアエビデンス構築促進補助金実施要領

(趣旨)

第1条 ヘルスケアエビデンス構築促進補助金(以下「補助金」という。)の交付については、山口県補助金等交付規則(平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。)及びヘルスケアエビデンス構築促進補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

(定義、用語)

第2条 この要領において「中小企業」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者又は法人格を有する中小企業者の団体をいう。

ただし、次の各号に掲げるみなし大企業については除くものとする。

- (1) 発行済株式の総額又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
  - (2) 発行済株式の総額又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
  - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
- 2 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り、要綱において使用する用語の例による。

(補助事業者)

第3条 要綱第2条に規定する「補助事業者」は、企業又は企業を含む2者以上による実証事業グループとする。

- 2 実証事業グループには県内中小企業が参画していなければならない。また、個人は実証事業グループに参画することはできない。
- 3 実証事業グループの代表申請者は、県内に事業所(登記上の主たる事務所、工場、研究所等)を置く企業とする。
- 4 実証事業グループを組成する場合において、補助金の交付に係る申請、配分等については代表申請者が行うものとする。

また、代表申請者以外の実証事業グループの構成員において発生する経費については、代表申請者による一括経理(代表申請者が発注から支払までを行い、各構成員に納品する(所有は代表申請者))によるほか、代表申請者と実証事業グループの構成員間で協議の上、契約等を締結し、共同研究費として配分することも可能とする。

ただし、補助金の額の確定に当たっては、代表申請者が実証事業グループの構成員の契約、発注、支払関係の証拠書類等についても準備するものとする。

- 5 代表申請者及び実証事業グループの構成員は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。
  - (1) 山口県税の滞納をしていないこと。
  - (2) 次のいずれにも該当しないこと。
    - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
    - イ 暴力団又は暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が

その経営又は運営に実質的に関与している者

(3) 役員等(法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所の代表者その他これらの者と同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合はその代表者、理事その他これらの者と同等の責任を有する者をいう。)が、次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員

イ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

ウ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

エ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

オ イからエに掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

6 次の各号に掲げる親会社・子会社等の関係にある企業に対する第1項の適用については、これらの企業は同一法人とみなす。

(1) 親会社が議決権の50%超を有する子会社(当該子会社が議決権の50%を有する孫会社等を含む。以下同じ。)が存在する場合の当該親会社及び子会社

(2) 親会社が議決権の50%超を有する複数の子会社が存在する場合の当該親会社及び複数の子会社

(3) 個人が議決権の50%超を有する複数の会社が存在する場合の当該複数の会社

(補助事業)

第4条 要綱第3条第1項に規定する「補助事業」は、やまぐちヘルスラボを活用して取り組む実証事業の取組とする。

(事業期間)

第5条 事業期間は、1年間以内とする。

(補助対象経費)

第6条 要綱別表に掲げる補助対象経費については、次のとおりとする。

(1) 「共同研究費」とは、実証事業グループの構成員が行う、実証事業に要する経費をいい、代表申請者と実証事業グループ構成員間において、協定、契約等を締結するものに限るものとする。

(2) 「事業費」とは、第1号に掲げる経費以外の経費で、実証事業の実施に必要なものをいう。

ア 「謝金」とは、実証事業において、試験分担医師等として参画が必要な専門家等及び実証事業に参加するモニターへ支払われるものをいう。

イ 「旅費」とは、実証事業を行う上で、大学、企業等との調整が必要な場合における当該実証事業に関与する者の旅費をいう。

ウ 「役務費」とは、実証事業に必要な資料等の送付、新聞等へのモニター募集に係る広告等に要する経費をいう。

エ 「使用料及び賃借料」とは、実証事業に必要な機器、装置等の使用料又は会場の

借上げ等に要する経費をいう。

オ 「外注費」とは、実証事業において採取した検体の分析等を外注する際に要する経費をいう。

カ 「消耗品費」とは、実証事業に必要なもので、備品に属さないものの購入に要する経費をいい、使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満（税抜）のものをいう。

ただし、補助事業のみで使用されることが確認できるものとし、事務用品等の汎用性の高いものは補助対象外とする。

キ 「倫理審査等経費」とは、倫理審査委員会の倫理審査等に要する経費をいう。

(4) 「その他」とは、第1号から前号までに掲げる経費以外の経費で、特に必要と認められるものをいう。

2 補助対象経費については、次の内容に留意すること。

(1) 補助事業に係る経理については、他事業との区分経理を行うこと。補助対象経費は補助事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、補助対象経費の購入、借用等に際しては、発注書控(仕様書)、注文書、注文請書、契約書、納品書、請求書、領収書等の証拠書類を整備し、保管すること。

(2) 補助対象経費の支払については、現金及び回し手形での支払は行わないこと。

また、銀行振込等で支払う場合は、補助対象経費のみの支払とすることとし、振込手数料は補助対象外とする。

やむを得ず他の支払と一括した場合には、補助対象経費及び他の経費の明細をはっきりとさせた上で保管すること。

なお、約束手形での支払については、事業期間中に決済されるものについてのみ認めることとする。

(3) 書類等の整備、保管の期間は5年とする。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第7条 要綱別記第1号様式別紙2の事業収支計画書の作成に当たっては、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除外して算定するものとする。

ただし、次の各号に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税及び地方消費税を補助対象経費に含めて算定できるものとする。

(1) 消費税法（昭和63年法律第108号）における納税義務者とならない補助事業者

(2) 免税事業者又は簡易課税事業者である補助事業者

(3) 消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者

(4) 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

(事業における利益排除)

第8条 補助対象経費に、補助事業者の自社調達又は実証事業グループ若しくは同一資本グループからの調達が含まれる場合は、次のとおり利益相当分を控除した経費を計上するものとする。

(1) 補助事業者の自社調達にあつては、原価を補助対象経費とする。

- (2) 実証事業グループ又は同一資本グループからの調達にあっては、取引価格が当該調達品の製造原価以下であることを証明できる場合は、取引価格を補助対象経費とするものとし、これにより難い場合は、調達先の利益を取引価格から除外した額を補助対象経費とする。

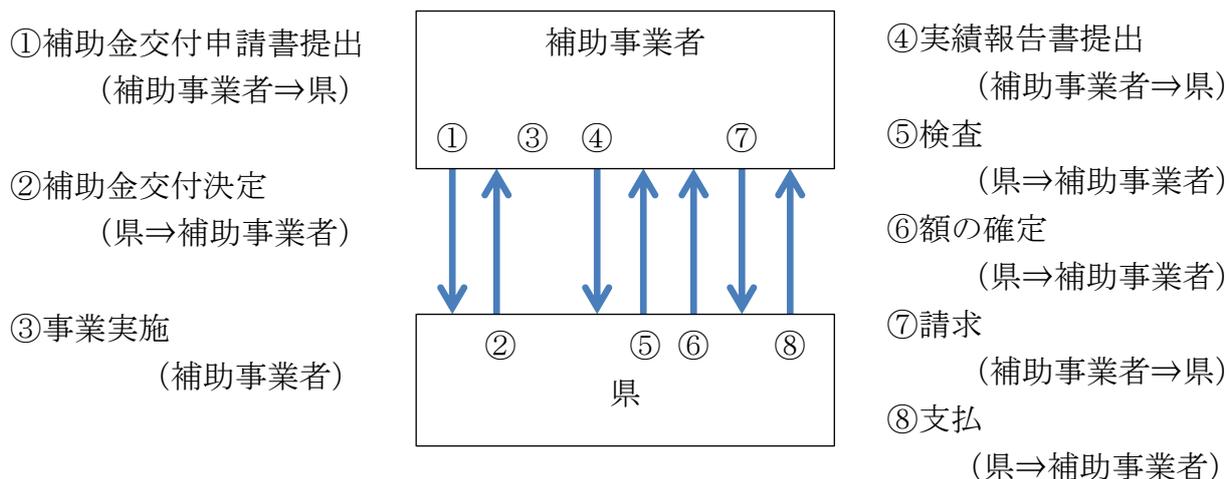
(補助事業者の責務)

第9条 次の各号に掲げる場合は、不採択の決定若しくは採択の取消し又は交付の決定の取消を行う場合があるものとする。

- (1) 実質的に同一内容の事業について、本補助金と他の公的補助金等を重複して受けた場合
- (2) 要綱又はこの要領に違反した場合
- (3) 交付の決定に関して付した条件に違反した場合
- (4) 虚偽の申請又は報告を行った場合

(事務処理の流れ)

第10条 本補助金の事業実施年度の事務処理は、次のとおり行うものとする。



附 則

この要領は令和7年4月1日から施行する。